

福岡県公報

平成23年4月8日
第3240号

目次

告示(第633号-第639号)

県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
指定構造計算適合性判定機関の名称の変更	(建築指導課)	2
福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託	(児童家庭課)	2
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本 計画の制定について	(漁業管理課)	2
漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課)	5
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	5
公 告			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	6
介護保険法に基づく指定調査機関の廃止	(介護保険課)	6
落札者等の公示(一般競争入札)	(財産活用課)	6
福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金の承認	(新産業・技術振興課)	7
選挙管理委員会			
政治団体の設立届	(市町村支援課)	8
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	10
政治団体の解散届	(市町村支援課)	13
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	14
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	15

資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	16
公安委員会			
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活環境課)	16
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の 開催	(警察本部生活環境課)	17
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の 開催	(警察本部生活環境課)	17
正 誤			
道路の供用の開始(平成23年3月福岡県告示第598号) 中正誤		18

告 示

福岡県告示第633号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
暗渠排水事業(穂波西地区)	平成19年3月12日
暗渠排水事業(三輪地区)	平成18年3月1日
農業用排水施設整備事業(三並地区)	平成15年3月10日
農道整備事業(三並地区)	平成15年3月10日
暗渠排水事業(中地区)	平成19年3月28日
農道整備事業(中牟田地区)	平成18年5月29日
農業用排水施設整備事業(中牟田地区)	平成18年5月29日

福岡県告示第634号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
(第1工区) 飯塚市鹿毛馬字大ヘラ2247番2、2247番22、2247番24、2247番27、2252番2、2257番7、2254番、2255番4から2255番6まで、2258番2、2258番3、2259番2及び2255番3の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7-7
福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第635号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

財団法人日本建築センター

2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
名 称	財団法人日本建築センター	一般財団法人日本建築センター

3 変更しようとする年月日

平成23年4月1日

福岡県告示第636号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社

2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

福岡県告示第637号

沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第7条の2第1項の規定に基づき、平成27年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

基本計画

漁業を取り巻く状況が依然として厳しい中、食糧自給率の向上と国民に安全・安心な水産物を安定的に供給することが水産業にとって重要な役割となっている。

このため、低位水準にある沿岸資源の早急な回復と維持管理を図ることが重要な政策課題となっており、資源を増大させるとともに、沿岸漁業の経営安定に寄与する栽培漁業の推進が必要となっている。

福岡県においては、平成15年2月に福岡県水産振興基本計画(平成15~24年度)を策定し、「持続的利用を可能にする資源づくり」を柱の一つとして、資源管理型漁業と一体となった栽培漁業の推進、種苗生産体制の高度化及び効率化、環境に配慮した栽培漁業の推進などに取り組むとしている。

現在、本県では、クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、クロアワビ、アカウニの種苗生産が既に事業化され、トラフグやクルマエビについては漁連等が主体となって関係県との連携にも取り組んでおり、魚種の特性に合わせ資源管理手法などとの組合せによる取組も行われている。

しかしながら、本県における種苗生産の中核として機能してきた栽培漁業センター施設の老朽化、県及び沿海市町の財政状況の悪化、漁業者の高齢化、魚価低迷等による受益者の負担能力の低下等により、栽培漁業の置かれた状況は厳しくなっている。

今後は、これまで取り組まれてきた事業の効率化、放流後の資源管理の実施、科学的な効果の実証などと併せて、広域種の種苗放流に関する関係県との連携体制の構築など、新たな視点から栽培漁業に取り組むことも必要と考えられる。

以上のような状況下で、本県の水産資源を維持・回復し、活力ある地域漁業を創出するとともに、水産物の安定供給を図るため、第6次栽培漁業基本計画を定めるものである。

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 栽培漁業による資源造成への取組の検討

栽培漁業は、従来主たる目的としていた種苗の直接的な回収のみならず、これまでの知見から、適地放流や稚魚段階での混獲抑制などにより、親魚群の形成による「資源造成機能」も期待されていることから、その機能の活用を検討する。

(2) 対象種の重点化と効率的な栽培漁業の推進

栽培漁業対象種については、社会経済的な要請、生態系への配慮、資源評価、漁獲実態、技術開発の進捗状況などをあらかじめ検討するとともに、種苗生産・中間育成施設的能力、資源管理の取組、地域の実情等を踏まえ重点的、効率的に実施する。

なお、栽培漁業対象種の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等にも十分配慮し、尊重する。

(3) 対象種の特性に応じた推進体制の確立

放流魚のほとんどが特定の地先漁場で漁獲されている魚種で、放流者と漁獲者の関係が明らかな場合においては、調査や現場調整等を通じて費用負担のあり方についても十分な検討を行い、栽培漁業の継続的な実施体制の確立に努める。

なお、県を越えて広く移動する魚種で、放流者と漁獲者が必ずしも一致しない魚種については、必要に応じ関係機関との連携・共同組織の構築に努める。

(4) 種苗生産の効率化

水産動物の種苗の生産に当たっては、良質な種苗の生産に努め、生産技術の安定化、平易化及び種苗生産の効率化を通じた経費の低減に努めるとともに、必要に応じて他県機関を含めた種苗供給に係る連携体制の構築にも努める。

(5) 放流の効果と漁獲量の把握

放流事業を行う場合には、従来から実施している放流魚の混獲等調査に加え、漁業者が放流効果を実感できるよう漁獲量の変動を把握し、放流に反映させるよう努める。

また、漁獲量の把握には関係する漁協及び漁業者等の協力が不可欠であるため、その必要性について理解を求めよう努める。

(6) 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給という本来の機能に加え、水産物供給による健康増進、自然環境の保全、地域社会の形成・維持等の貢献等の多面的な機能を有しており、受益の範囲は広く県民に及んでいることについて、関係機関と連携しながら積極的な情報発信を行い、普及と理解を求めよう努める。

(7) 資源管理型漁業、水産基盤整備等との連携の強化

水産資源の回復・維持を図るため、種苗放流を行う際、漁獲圧力の低減のための管理、漁場の保全及び生産力の回復と一体的に実施することが重要であることから、公的、自主的な資源管理や、水産基盤整備事業等との連携について一層の強化に努める。

また、広域資源管理措置の実施や、資源管理措置による漁業者の減収を伴うリスクへの対応については、関係機関と連携しつつ十分に検討する。

2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県の区域に属する水面における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

魚類	トラフグ
甲殻類	クルマエビ、ガザミ、ヨシエビ
貝類	クロアワビ
棘皮類	アカウニ

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成27年度において、種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは次のとおりとする。

事業化の段階	魚種名	放流尾数	放流時の体長 (ミリメートル)

事業化種	クルマエビ	1,200万尾	全長 30
	ヨシエビ	500万尾	全長 30
	ガザミ	180万尾	全甲幅10
	クロアワビ	60万個	殻長 30
	アカウニ	50万個	殻径 20
事業化実証期種	トラフグ	10万尾	全長 70

なお、目標放流数量を満たす種苗生産数量及び出荷時の大きさは次のとおりである。

事業化の段階	魚種名	生産数	出荷時の体長 (ミリメートル)
事業化種	クルマエビ	1,600万尾	全長 15
	ヨシエビ	630万尾	全長 15
	ガザミ	280万尾	全甲幅 5
	クロアワビ	60万個	殻長 30
	アカウニ	50万個	殻径 20
事業化実証期種	トラフグ	14万尾	全長 30

4 特定水産動物育成事業に関する事項

栽培漁業対象種のうち、調査等により経済効果が明らかになった魚種で、漁業協同組合等が主体となって特定水産物育成事業を活用することが可能であると認められるものについては、当該事業の活用を検討する。

5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

(1) 種苗生産の技術水準の目標

平成27年度において、栽培漁業センターの水槽容量1立方メートル当たりの種苗生産水準の目標は、次のとおりとする。

魚種名	数量	大きさ
トラフグ	2,000尾	全長 30ミリメートル
クルマエビ	10,000尾	全長 15ミリメートル
ヨシエビ	10,000尾	全長 15ミリメートル
ガザミ	3,000尾	全甲幅 5ミリメートル
クロアワビ	5,000個	殻長 30ミリメートル

アカウニ	4,000個	殻径 20ミリメートル
------	--------	-------------

(2) 解決すべき技術上の課題

栽培対象種の各技術分野において、開発が急がれる重要事項は次のとおりである。

- ア 良質種苗の生産と低コスト化技術開発の推進
 - 天然魚の形質に近く、適応能力を有する種苗の大量生産技術開発
 - 疾病等の発生及びまん延防止に必要な技術開発
 - 種苗の質的向上技術開発
 - 生産技術の安定化、平易化及び効率化による経費低減技術開発
- イ 生産・放流及び育成までの一体的な技術開発
 - 最適な放流サイズ・場所等の把握
 - 既存知見を活用した生産・放流から育成までの一体化による事業効率向上
- ウ 技術の劣化防止
 - 事業化魚種の種苗生産・放流実施状況の把握
 - 事業の中で発生した問題点解決のための体制整備
 - 技術の継承に関する事項の検討
- エ 放流効果評価
 - 天然魚への混入率の把握
 - 放流魚の漁獲回収率の把握

(3) 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	基準年における 平均的技術開発段階	目標年における 技術開発段階
トラフグ	E	E
クルマエビ	D, F	D, F
ヨシエビ	F	F
ガザミ	F	F
クロアワビ	F	F
アカウニ	C, F	D, F

備考 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

- A 新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。
- B 量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。
- C 放流技術開発期 種苗量産技術の改良を行うとともに、放流効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D 事業化検討期 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E 事業実証期 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F 事業実施期 持続的な栽培漁業が成立する。

6 水産動物の放流後の成育、分布及び再捕に係る調査に関する事項

放流後の増殖効果を的確に把握するため、水産海洋技術センター等は、種苗放流の実施主体に協力し、水産動物の放流後の成育状況、分布回遊状況、放流に係る水産動物の漁獲による回収状況等について、調査するものとする。

7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- (1) 栽培漁業の推進に当たっては、県、沿海市町、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業者、財団法人福岡県栽培漁業公社等の県内関係機関が相互に緊密な連携に努める。
- (2) 本県において栽培漁業を推進している団体と、社団法人全国豊かな海づくり推進協会等の全国団体及び他県の栽培漁業に関する団体との組織間の連携を進め、効率的な推進体制の構築に努める。

福岡県告示第638号

漁業共済の加入区の設定（平成17年6月福岡県告示第1143号）の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

表中

玄界島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型一般漁業
	旧玄界島漁業協同組合の地区	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業

を

玄界島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
	旧玄界島漁業協同組合の地区	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業

に、

改める。

福岡県告示第639号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	146	朝倉市甘木2014 - 1 福岡県北筑後保健福祉環境事務所内 北筑後食品衛生協会 会長 山本統一	朝倉市甘木2014 - 1 福岡県北筑後保健福祉環境事務所内	平成23年 4月1日
旧		朝倉市甘木2014 - 1 福岡県北筑後保健福祉環境事務所内 甘木朝倉食品衛生協会 会長 山本統一		

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 被命令者（1法人5個人）

- (1) 株式会社ダイフク（福岡県春日市須玖北）代表取締役 和泉 政義
- (2) 澤田 淳一（福岡県糟屋郡粕屋町）
- (3) 澤田 久子（福岡県糟屋郡粕屋町）
- (4) 澤田 泰久（東京都新宿区）
- (5) 澤田 佳子（福岡県福岡市）
- (6) 下河 和彦（福岡県小郡市）

2 措置命令の内容

福岡県八女郡広川町大字水原字若山口4769番8外2筆の株式会社ダイフクの焼却施設に放置している廃棄物のうち、覆土がなされている部分について、改善計画書を提出した上で、全量を撤去し、適正に処理すること。

（放置廃棄物量）約26,400m³（覆土部分）

（廃棄物の種類）建設系混合廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、木くず等）

3 処分の年月日及び履行期限

（処分の年月日）平成23年3月28日

（履行期限）命令を受けた日の翌日から起算して205日を経過する日

4 処分の理由

焼却施設において産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った廃棄物（覆土部分のものに限る。）は、敷地外の公道等に飛散、流出のおそれがあることから、法第19条の5第1項の規定に該当するため

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の41の規定に基づき、指定調査機関の廃止を許可したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の9の規定により次のように公示する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所	調査事務を行う事務所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人福岡市 社会福祉協議会	福岡市中央区荒戸3丁目 3番39号 福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目 3番39号 福岡市市民福祉プラザ	平成23年 3月31日

公告

落札者等について次のとおり公示します。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県庁舎行政棟清掃業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部財産活用課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成23年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡総合ビル管理事業協同組合

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前1丁目4番1号

5 落札金額
249,690,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成23年1月19日

公告
福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成23年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称
福岡県立飯塚研究開発センター

2 位置
飯塚市川津680番地41

3 利用料金の承認年月日
平成23年3月29日

4 利用料金

(1) 研修会議室等

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	超過1時間ごと
多目的ホール	9,630円	12,840円	9,630円	22,470円	22,470円	32,100円	3,210円
大研修室	6,420円	8,560円	6,420円	14,980円	14,980円	21,400円	2,140円
研修会議室	1時間につき1,070円						

備考 この表に掲げる施設の附属設備等の額は、次のとおりとする。

品 名	単 位	金 額
ビデオプロジェクターシステム	1式（1時間）	1,050円
オーバーヘッドプロジェクター	1台（1時間）	400円

(2) 研修宿泊室等

種別	単 位	金 額	
研修宿泊室	1泊	4,800円	
	5泊以上連泊の場合 全期間 1泊	4,300円	
	団体の場合 1泊	4,300円	
	入居企業の場合 1泊	4,300円	
客用宿泊室	3人使用	1泊	12,800円
		5泊以上連泊の場合 全期間 1泊	11,500円
		団体の場合 1泊	11,500円
		入居企業の場合 1泊	11,500円
	2人使用	1泊	9,600円
		5泊以上連泊の場合 全期間 1泊	8,600円
		団体の場合 1泊	8,600円
		入居企業の場合 1泊	8,600円
	1人使用	1泊	8,600円
		5泊以上連泊の場合 全期間 1泊	7,700円
		団体の場合 1泊	7,700円
		入居企業の場合 1泊	7,700円

備考

- 「金額」は、いずれも1室当たりの金額とする。
- 「団体の場合」とは、研修宿泊室のみを同時に11人以上で利用する場合、又は研修宿泊室と客用宿泊室を合わせて同時に11人以上で利用する場合をいう。

(3) 研究開発室等

種 別	単 位	金 額
-----	-----	-----

研究開発室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,140円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,800円
試作室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,140円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,800円

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年12月1日～12月31日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あたたかい民主市政をつくる会	棚次奎介	原田祥昌	北九州市小倉北区木町1-7-8	平成22年12月8日
伊豆みさこ後援会	伊豆美沙子	伊豆善之	宗像市武丸1060	平成22年12月27日
梅田美代子後援会	梅田美代子	梅田優	朝倉郡筑前町東小田3530-2	平成22年12月2日
うらた吉彦後援会	川村司	浦田吉雄	嘉麻市嘉穂才田956-1	平成22年12月20日
柿野正喜後援会	西脇鐵然	森下和朗	京都府みやこ町勝山岩熊477-3	平成22年12月6日
椛島徳博後援会	椛島徳博	椛島洋子	柳川市三橋町柳河425-8	平成22年12月13日
北島いちお後援会	下川良彰	北島静子	筑後市大字津島1027	平成22年12月9日
北島いちおと仲間の会	北島一雄	北島静子	筑後市大字津島1027	平成22年12月9日
北嶋雄二郎後援会	北嶋雄二郎	北嶋悦子	福岡市城南区友丘1-7-36	平成22年12月16日
こくぶ孝徳後援会	国分孝徳	国分靖子	福岡市城南区七隈4-20-23NOBLE201	平成22年12月27日

小松孝一後援会	小松孝一	白川秀之	田川郡川崎町大字池尻110	平成22年12月10日
しぶやたかとき後援会	澁谷陵候	小林雄二	福岡市中央区大濠2-13-18	平成22年12月1日
白水かつみ後援会	白水勝己	白水久子	春日市春日1-126	平成22年12月16日
たけみつ誠後援会	藤本武管	藤本明子	筑紫野市美咲10-3	平成22年12月28日
ただ有一郎後援会	多田有一郎	時津勝弘	朝倉市堤818-1	平成22年12月20日
田辺かずき後援会	田邊一城	田邊清志	古賀市今の庄1-5-36	平成22年12月17日
田原しげみ後援会	田原重美	中村多美子	糟屋郡須恵町上須恵1272-1	平成22年12月24日
炭都会	芳川勝	松永浩	大牟田市有明町2-2-9	平成22年12月15日
とみやす伸志後援会	富安伸志	富安伸志	筑後市大字井田1033	平成22年12月13日
中島信二後援会	中島修	中島幸枝	八女市吉田744-2	平成22年12月14日
ながた浩一後援会	青井龍夫	栄ひとみ	北九州市小倉北区田町13-21	平成22年12月20日
新村まさる後援会	新村優	新村真己子	福岡市博多区山王1-12-24-101	平成22年12月8日
のぞえ晴也後援会	野添晴也	野添キヌヨ	遠賀郡水巻町吉田南1-3-27	平成22年12月3日
橋本真助後援会	中村徹	萩原信一	京都郡みやこ町国作513-1	平成22年12月22日
原口秋良後援会	仲村六助	原口健二	田川市大字川宮1697-2	平成22年12月7日
ふくもと秀昭後援会	福本秀昭	池田仁	朝倉郡筑前町二48番地	平成22年12月3日
船津つかさ後援会	山口敬康	小長耕一	遠賀郡水巻町二西4-9-6	平成22年12月20日
堀尾俊浩後援会	堀尾俊浩	堀尾友子	朝倉市甘水1096	平成22年12月14日
もりた義孝後援会	森田義孝	森田睦美	大牟田市大字歴木376	平成22年12月13日

守光博正後援会	守光博正	守光正和	飯塚市相田307	平成22年12月13日
森竜子後援会	森竜子	森史朗	大牟田市大正町1-3-2	平成22年12月7日
安永みつえ後援会	瀬戸英治	真田次郎	嘉麻市平487-4	平成22年12月1日
山上高昭後援会	田村久雄	山村栄	大野城市牛頸270	平成22年12月16日
山田ひろふみ後援会	利光浩二	松村真里	京都郡みやこ町勝山松田1693-3	平成22年12月10日
山本みきお後援会	山本幹雄	田中勲司	嘉麻市千手469	平成22年12月27日
吉武邦彦後援会	吉武邦彦	花田雅伸	宗像市神湊651-1	平成22年12月13日
吉田大作後援会	吉田大作	吉田政博	糟屋郡志免町王子2-11-2	平成22年12月20日
芳野潮後援会	山田成治	池部一義	飯塚市山口383	平成22年12月2日

(38団体)

福岡県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成22年12月1日～12月31日

(1) 政党の支部

る。

平成23年4月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県薬剤師会支部	会計責任者	井上章治	金岡正蔵	平成22年12月13日	平成22年12月20日
自由民主党八女郡支部	会計責任者	藤島栄	大石雄三	平成22年3月8日	平成22年12月6日
民主党福岡県総支部連合会	代表者	野田国義	古賀一成	平成22年11月27日	平成22年12月1日

民主党福岡県第7区総支部	会計責任者	中村美根雄	椛島徳博	平成22年12月10日	平成22年12月20日
--------------	-------	-------	------	-------------	-------------

(4団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
明石哲也後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市大分1492-22	嘉穂郡筑穂町大字大分1491番地の22	平成18年3月26日	平成22年12月13日
	代 表 者	岡村政勝	空照男	平成22年12月13日	
麻生渡後援会	主たる事務所の所在地	宗像市光岡377-14 松田方	福岡市博多区博多駅前3丁目28番4号 陣内ビル502号	平成22年12月24日	平成22年12月27日
今林ひであき後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区三苦6-13-45	福岡市東区塩浜1-18-12	平成22年12月1日	平成22年12月6日
植木とみ子後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大宮2-1-31	福岡市博多区比恵町2-1	平成22年11月22日	平成22年12月1日
えとう秀之助後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市横田351	飯塚市伊川1267-2	平成22年12月1日	平成22年12月1日
おたべ美香後援会	政治団体の名称	おたべ美香後援会	おたべみか後援会あすなる会	平成22年12月14日	平成22年12月14日
北嶋雄二郎後援会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区茶山1-4-27	福岡市城南区友丘1-7-36	平成22年12月20日	平成22年12月20日
共生21Cの会	主たる事務所の所在地	宗像市光岡377-14 松田方	福岡市博多区博多駅前3丁目28番4号 陣内ビル5F	平成22年12月24日	平成22年12月27日
元気な北九州を創る会	政治団体の名称	元気な北九州を創る会	元気発進！北九州を創る会	平成22年12月9日	平成22年12月13日
元気発進！北九州を創る会	政治団体の名称	元気発進！北九州を創る会	ハートフル北九州	平成22年11月25日	平成22年12月2日
こうの敏昭後援会	主たる事務所の所在地	直方市津田町1-29	直方市感田1314-2 すみれ会館内	平成22年12月1日	平成22年12月7日
	会計責任者	高木英治	向野秀樹		

幸福実現党太宰府後援会	政治団体の名称	幸福実現党太宰府後援会	幸福実現党筑紫野後援会	平成22年12月1日	平成22年12月6日
	代表者	山野 貴 弘	宮内 香 織		
幸福実現党八女後援会	主たる事務所の所在地	八女市大島27-1 北島美智人方久保修一	八女市大島27-1	平成22年12月8日	平成22年12月8日
小倉トラック事業政治連盟	代表者	中村 憲 洋	友口 慎 一	平成21年8月16日	平成22年12月17日
	会計責任者	渡邊 文 彦	世良 博 己	平成22年4月1日	
佐藤義廣後援会	会計責任者	佐藤 義 廣	関 明 廣	平成22年12月15日	平成22年12月15日
秀 峰 会	主たる事務所の所在地	飯塚市横田351	飯塚市大字伊川1267-2	平成22年12月1日	平成22年12月1日
清 朋 会	主たる事務所の所在地	宗像市光岡377-14 松田方	福岡市博多区博多駅前3丁目28-4陣内ビル502	平成22年12月24日	平成22年12月27日
妹尾俊見後援会	代表者	縄田 智 行	樋口 正 孝	平成22年11月27日	平成22年12月1日
全日本不動産政治連盟福岡県本部	会計責任者	竹下 勲	伊藤 明	平成22年12月10日	平成22年12月16日
中牟田伸二後援会	主たる事務所の所在地	春日市昇町7-78-1	春日市若葉台東5-135-1	平成22年12月18日	平成22年12月28日
	代表者	白水 一 真	池内 孝 一		
中村りゅう象後援会	主たる事務所の所在地	古賀市花鶴丘1-13-10	古賀市今の庄3-12-1	平成22年12月18日	平成22年12月21日
白砂青松の会	主たる事務所の所在地	古賀市花鶴丘1-13-10	古賀市今の庄3-12-1	平成22年12月18日	平成22年12月21日
原口のぶやす後援会	会計責任者	小川 重 隆	初田 充	平成22年12月21日	平成22年12月24日
ひろわたり輝男後援会	代表者	廣渡 正 道	俵口 和 敏	平成22年12月1日	平成22年12月1日
福岡県藤井基之薬剤師後援会	会計責任者	井上 章 治	金岡 正 蔵	平成22年12月13日	平成22年12月20日
福岡県薬剤師連盟	会計責任者	井上 章 治	金岡 正 蔵	平成22年12月13日	平成22年12月20日

福岡市医師連盟	代表者	江頭啓介	宮崎良春	平成22年4月1日	平成22年12月6日
	会計責任者	下村国寿	江頭啓介		
福岡政経クラブペオプ	主たる事務所の所在地	福岡市中央区赤坂1-11-13赤坂塚田ビル4階	福岡市博多区博多駅南3-20-27	平成22年12月1日	平成22年12月7日
	代表者	塚田征二	平田良實		
	会計責任者	塚田征二	村松甲子央		
豊志会	主たる事務所の所在地	飯塚市横田351	飯塚市大字伊川1267-2	平成22年12月1日	平成22年12月1日
松尾よしみつ後援会	代表者	村上泉	松尾武清	平成22年12月24日	平成22年12月28日
	会計責任者	長濱和之	松尾幸子		
松月よしこ後援会	主たる事務所の所在地	糸島市志摩岐志375	糸島市志摩師吉730-2	平成22年12月1日	平成22年12月6日
宗像薬剤師連盟	会計責任者	井上芳光	清田里美	平成22年12月1日	平成22年12月6日
吉丸かつひこ後援会	主たる事務所の所在地	糸島市前原西4-10-23	糸島市前原西1-8-23	平成22年3月1日	平成22年12月6日
渡辺美穂後援会	主たる事務所の所在地	太宰府市五条2-2-25-601	太宰府市五条2丁目5-18	平成22年12月3日	平成22年12月8日

(34団体)

福岡県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年12月1日～12月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
---------	-------	-------

石橋忠敏後援会	平成22年12月21日	平成22年12月22日
岩本正後援会	平成22年12月20日	平成22年12月22日
植木とみ子後援会	平成22年11月30日	平成22年12月20日
うらた吉彦後援会	平成19年5月1日	平成22年12月20日
永和会（久野清隆を支える会）	平成22年12月9日	平成22年12月15日
清水渥美後援会	平成22年12月15日	平成22年12月15日

多田ときはる後援会	平成22年11月30日	平成22年12月3日
はら準一後援会	平成22年12月15日	平成22年12月15日
久野清隆後援会	平成22年12月9日	平成22年12月15日
山本文男後援会	平成22年12月15日	平成22年12月16日
吉野慎一後援会	平成22年12月15日	平成22年12月15日
和田賢二郎後援会	平成22年12月13日	平成22年12月15日

(12団体)

福岡県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年12月1日～12月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
伊豆美沙子	福岡県議会議員	伊豆みさこ後援会	宗像市武丸1060	伊豆美沙子	平成22年12月23日	平成22年12月27日
梅田美代子	筑前町議会議員	梅田美代子後援会	朝倉郡筑前町東小田3530 - 2	梅田美代子	平成22年12月2日	平成22年12月2日
北嶋雄二郎	福岡市議会議員	北嶋雄二郎後援会	福岡市城南区友丘1 - 7 - 36	北嶋雄二郎	平成22年12月16日	平成22年12月16日
国分孝徳	福岡市議会議員	こくぶ孝徳後援会	福岡市城南区七隈4 - 20 - 23 NOBLE 201	国分孝徳	平成22年12月17日	平成22年12月27日
白水勝己	春日市議会議員	白水かつみ後援会	春日市春日1 - 126	白水勝己	平成22年12月12日	平成22年12月24日
多田有一郎	福岡県議会議員	ただ有一郎後援会	朝倉市堤818 - 1	多田有一郎	平成22年12月20日	平成22年12月20日
田邊一城	福岡県議会議員	田辺かずき後援会	古賀市今の庄1 - 5 - 36	田邊一城	平成22年12月16日	平成22年12月17日
新村優	福岡市議会議員	新村まさる後援会	福岡市博多区山王1 - 12 - 24 - 101	新村優	平成22年12月4日	平成22年12月8日
堀尾俊浩	朝倉市議会議員	堀尾俊浩後援会	朝倉市甘水1096	堀尾俊浩	平成22年12月10日	平成22年12月14日
森田義孝	大牟田市議会議員	もりた義孝後援会	大牟田市大字歴木376	森田義孝	平成22年12月6日	平成22年12月13日

守 光 博 正	飯塚市議会議員	守 光 博 正 後 援 会	飯塚市相田307	守 光 博 正	平成22年12月13日	平成22年12月13日
吉 武 邦 彦	福岡県議会議員	吉 武 邦 彦 後 援 会	宗像市神湊651 - 1	吉 武 邦 彦	平成22年12月12日	平成22年12月13日

(12団体)

福岡県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届

平成23年4月8日

出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

受 付 期 間 平成22年12月1日～12月31日

資金管理団体届出 事項の異動の届出 をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
麻 生 渡	福 岡 県 知 事	清 朋 会	主たる事務所の所在地	宗像市光岡377 - 14 松田方	福岡市博多区博多駅前3丁目 28 4 陣内ビル502	平成22年12月24日	平成22年12月27日
今 林 秀 明	福岡市議会議員	今林ひであき後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区三苫6 - 13 - 45	福岡市東区塩浜1 - 18 - 12	平成22年12月1日	平成22年12月6日
植 木 とみ子	福 岡 市 長	植木とみ子後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大宮2 - 1 - 31	福岡市博多区比恵町2 - 1	平成22年11月22日	平成22年12月1日
江 藤 秀 之	飯塚市議会議員	えとう秀之後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市横田351	飯塚市伊川1267 - 2	平成22年12月1日	平成22年12月1日
大 橋 克 己	福岡県議会議員	大橋克己後援会	公 職 の 種 類	福岡県議会議員	大牟田市議会議員	平成22年10月30日	平成22年12月15日
向 野 敏 昭	直 方 市 長	こうの敏昭後援会	主たる事務所の所在地	直方市津田町1 - 29	直方市感田1314 - 2 すみれ会 館内	平成22年12月1日	平成22年12月7日
中 村 隆 象	古賀市議会議員	白砂青松の会	主たる事務所の所在地	古賀市花鶴丘1 - 13 - 10	古賀市今の庄3 - 12 - 1	平成22年12月18日	平成22年12月21日
花 田 洋	福岡県議会議員	花田洋後援会	公 職 の 種 類	福岡県議会議員	宗像市議会議員	平成22年12月8日	平成22年12月8日
松 月 よし子	糸島市議会議員	松月よしこ後援会	主たる事務所の所在地	糸島市志摩岐志375	糸島市志摩師吉730 - 2	平成22年12月1日	平成22年12月7日

(9団体)

福岡県選挙管理委員会告示第49号

平成23年4月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成22年12月1日～12月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
植木とみ子	福岡市長	植木とみ子後援会	植木とみ子	平成22年11月30日	平成22年12月20日
久野清隆	福岡県議会議員	永和会（久野清隆を支える会）	久野清隆	平成22年12月9日	平成22年12月15日
山本文男	添田町長	山本文男後援会	山本文男	平成22年12月15日	平成22年12月16日

(3団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第87号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成23年4月8日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所

日時	場所
平成23年5月10日（火） 11:00～14:00（原則）	福岡県筑紫野市大字袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場

気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 講習の使用銃種、射撃方式及び受講可能人数

使用銃種	射撃方式	受講可能人数
大口径ライフル銃	大口径ライフル銃等射撃	6名
ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃		
散弾銃	スキート射撃	6名
	トラップ射撃	

3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

(5) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第91号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年4月8日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成23年5月26日（木） 13：30～16：30	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
平成23年5月27日（金） 13：30～16：30	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署
平成23年5月24日（火） 13：30～16：30	田川郡川崎町大字田原789番地の2 川崎町勤労青少年ホーム	田川警察署
平成23年5月18日（水） 13：30～16：30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第92号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年4月8日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成23年5月26日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ

と。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正	誤
---	---

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
23・3・30	3236	告示	598	13			後から 6		自転車道	停車場